

高知県病床機能分化促進事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、高知県補助金等交付規則（昭和43年高知県規則第7号。以下「規則」という。）第24条の規定に基づき、高知県病床機能分化促進事業費補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

(補助の目的)

第2条 県は、地域医療構想の推進を図るため、県内において、知事が認める病院又は診療所（病床を有する診療所に限る。）の開設者が実施する回復期リハビリテーション病棟及び地域包括ケア病棟等の整備及び病床の削減又は回復期機能の病床を有する診療所の新設に要する経費について、予算の範囲内で、補助金を交付する。

(補助対象者、補助対象事業及び補助対象経費)

第3条 補助金の補助対象者、補助対象事業及び補助対象経費は、別表第1に定めるとおりとする。

(補助率及び補助額の範囲)

第4条 補助金の交付額は、次に掲げるところにより算出するものとする。ただし、算出された補助額に1,000円未満の端数を生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

- (1) 別表第1の補助対象経費の実額の合計額と補助基準額とを比較して少ない方の額を選定すること。
- (2) 前号の規定により選定された額と総事業費から寄附金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に別表第1に掲げる補助率を乗じた額を交付額とすること。

(補助金の交付の申請等)

第5条 規則第3条第1項の補助金等交付申請書の様式は、別記第1号様式とし、補助事業者は、申請額算出調書、事業計画書その他関係書類を添えて、知事に提出しなければならない。

(補助の条件)

第6条 補助金の交付の目的を達成するため、補助事業者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 補助金を交付の目的以外の用途に使用してはならないこと。
- (2) 補助事業の内容（用途、規模、構造、規格等をいう。）を変更する場合は、事前に別記第2号様式による変更（中止・廃止）承認申請書を提出し、知事の承認を受けなければならないこと。ただし、補助金額の20パーセント以内の減額の範囲内で、かつ、規模、構造又は規格が違っていても同等の機能を果たすと認められる場合は、この限りでない。

- (3) 補助事業を中止し、又は廃止する場合は、事前に前号の変更（中止・廃止）承認申請書を提出し、知事の承認を受けなければならないこと。
- (4) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかに知事に報告し、その指示を受けなければならないこと。
- (5) 補助事業により取得し、又は効用の増加した不動産及びその従物並びに補助事業により取得し、又は効用の増加した価格が 50 万円以上（補助事業者が地方公共団体以外の場合は、30 万円以上）の機械及び器具については、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和 40 年大蔵省令第 15 条）に規定する耐用年数を経過するまで、知事の承認を受けずに、この補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、取り壊し、又は廃棄してはならないこと。
- (6) 前号の規定により知事の承認を受けて補助事業に係る財産を処分することにより収入があった場合は、その収入の全部又は一部を県に納付させることがあること。
- (7) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、補助事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図らなければならないこと。
- (8) 補助事業者が地方公共団体の場合にあっては、補助事業に係る予算及び決算との関係を明らかにした調書を作成するとともに、事業に係る歳入及び歳出について証拠書類を整理し、かつ調書及び証拠書類を補助事業が完了する日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後 5 年間保管しておかななければならないこと。
- (9) 補助事業者が地方公共団体以外の場合にあっては、補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、かつ当該帳簿及び証拠書類を補助事業が完了する日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後 5 年間保管しておかななければならないこと。
- (10) 補助事業を行うために締結する契約の相手方及びその関係者から寄附金等の資金提供を受けてはならないこと。ただし、共同募金会に対してなされた指定寄附金を除く。
- (11) 補助事業を行うために建設工事の完成を目的として締結するいかなる契約においても、契約の相手方が当該工事を一括して第三者に請け負わせることを承諾してはならないこと。
- (12) 補助事業を行うために締結する契約については、一般競争入札に付する等県が行う契約手続の取扱いに準拠しなければならないこと。
- (13) 補助金の対象経費と重複して他の補助金等の交付を受けてはならないこと。
- (14) 高知県産材利用推進方針に基づき、県産材を活用した施設の木造及び木質化並びに備品等の木質化に努めること。
- (15) 補助事業の実施に当たっては、別表第 2 に掲げるいずれかに該当すると認められるものを契約の相手方としないこと等暴力団等の排除に係る県の

取扱いに準じて行わなければならないこと。

- (16) 前各号に掲げるもののほか、補助事業を遂行するために必要があると知事が認めて指示した事項
- (17) 補助金の交付を申請するに当たって、当該補助金に関する消費税仕入控除税額等（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和 63 年法律第 108 号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除することができる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）に規定する地方消費税の税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）を減額して申請しなければならないこと。ただし、申請時において当該消費税仕入控除税額等が明らかでないものについては、この限りでない。
- (18) 補助事業者は、納期限の到来した県税について滞納がないこと。

（補助金の交付の決定）

第 7 条 知事は、規則第 3 条の規定による補助金の交付の申請が適当であると認めるときは、補助金の交付を決定し、当該補助事業者に通知するものとする。ただし、当該申請をしたものが別表第 2 に掲げるいずれかに該当すると認めるときを除く。

（状況報告）

- 第 8 条 補助事業者は、施設整備及び解体撤去に係る工事に着工したときは、別記第 3 号様式による工事着工報告書を工事に着工した日から 5 日以内に知事に提出しなければならない。
- 2 補助事業者は、施設整備及び解体撤去に係る工事の進捗状況について 12 月末日現在の状況を別記第 4 号様式による工事進捗状況報告書により翌月 15 日までに知事に報告しなければならない。

（指令前着工）

第 9 条 補助事業者は、やむを得ない理由により、補助金の交付の決定前に補助事業（回復期機能を持つ病床への転換又は回復期機能を持つ病床の増床に係る事業の施設整備事業、病床の削減に係る事業の建物の改修整備事業及び回復期機能の病床を有する診療所の新設に係る事業の施設整備事業に限る。）を着工する必要がある場合は、事前に別記第 5 号様式による指令前着工届を第 5 条の補助金交付申請書に添えて知事に提出しなければならない。

（実績報告等）

第 10 条 規則第 11 条第 1 項の補助事業等実績報告書の様式は、別記第 6 号様式によるものとし、補助事業の完了の日若しくは廃止の承認を受けた日から 30 日を経過した日又は当該年度の 3 月 31 日のいずれか早い日までに知事に提出しなければならない。ただし、これにより難しい場合は、翌年度の 4 月 15 日までに提出しなければならない。

- 2 補助事業者は、第6条第17号ただし書の規定により交付申請をした場合は、前項の実績報告書の提出に当たって、当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が明らかになった場合は、これを補助金額から減額して報告しなければならない。
- 3 補助事業の完了後に消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額等が確定した場合は、その金額を別記第7号様式による消費税及び地方消費税仕入控除税額報告書により速やかに知事に報告しなければならない。ただし、補助事業者が全国的に事業を展開する組織の支部、支社、支所等であって、自ら消費税及び地方消費税の申告を行わず、本部、本社、本所等で消費税及び地方消費税の申告を行っている場合は、本部、本社、本所等の課税売上割合等の申告内容に基づき報告しなければならない。
- 4 知事は、前項の規定による報告があったときは、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額等の全部又は一部を納付するよう命ずるものとする。

(繰越承認申請)

第11条 補助事業者は、補助事業が年度内に完了し難いと認められ、補助事業を繰り越す必要がある場合は、事前に別記第8号様式による補助金繰越承認申請書を提出して知事の承認を受けなければならない。

- 2 補助事業者は、第1項の規定により知事の承認を得た場合は、翌年度の4月15日までに、別記第9号様式による年度終了実績報告書を知事に提出しなければならない。

(補助金の返還等)

第12条 知事は、次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、補助金の交付の決定を取り消し、又は既に交付した補助金の一部若しくは全部を返還させることができる。

- (1) 補助事業が完成しないとき。
- (2) 支出額が予算に比べて著しく減少したとき。
- (3) 補助事業者が別表第2に掲げるいずれかに該当すると認めたとき。
- (4) 補助事業者がこの要綱の規定に違反したとき。

(情報の開示)

第13条 補助事業又は補助事業者に関して、高知県情報公開条例（平成2年高知県条例第1号）に基づく開示請求があった場合は、同条例第6条第1項の規定による非開示項目以外の項目は、原則として開示を行うものとする。

(グリーン購入)

第14条 補助事業者は、補助事業の実施において物品等を調達する場合は、県が定める「高知県グリーン購入基本方針」に基づき環境物品等の調達に努めるものとする。

(立入調査)

第 15 条 知事は、補助金に係る予算の執行の適正を期するために必要があると認められるときは、補助金の交付決定を受けた事業者に対して、報告させ、又は、本県職員にその事務所、施設等に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

附 則

- 1 この要綱は、令和 5 年 11 月 29 日から施行し、同年 6 月 1 日から適用する。
- 2 この要綱は、令和 9 年 5 月 31 日限り、その効力を失う。ただし、この要綱に基づき交付された補助金については、第 6 条第 1 号及び第 5 号から第 9 号まで、第 10 条第 2 項及び第 3 項並びに第 11 条から第 13 条までの規定は、同日以降もなおその効力を有する。

附 則

この要綱は、令和 7 年 3 月 27 日から施行する。